

鳥取市補助金カルテ

NO.	032	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金				
概要	中山間地域の活性化をめざして取り組む地域活性化計画の策定や計画に基づくソフト事業、地域資源を活用したむらとまちの交流活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	輝く中山間地域創出事業費					
R 7 予算	4,257千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	・計画策定 3件 300千円 ・ソフト事業 4件 3,757千円 ・里山交流 2件 200千円			R 6 (見込)	10	3,917
				R 5	6	4,270
				R 4	7	4,140
				R 3	6	2,630
				補助率・補助額		
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等				
交付要件	鳥取市内の中山間地域で事業を実施する各種団体（集落、農業生産団体、各地域任意団体、NPO 法人等）				
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、概ね3万円以内の備品購入費等				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 中山間地域の振興に向けて重点的な支援が必要なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	033	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金				
概要	・移動販売などの買い物支援の開始に要する販売車の導入経費や運営費等を補助。・移動販売と見守り活動を組み合わせて実施する取組に必要な経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H24	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	中山間地域・買い物支援事業費					
R7予算	15,958千円					
R7予算 積算根拠	・移動販売車等導入助成 佐治 3,000千円 ・移動販売車運営費助成 豊実, 明治, 東郷 455千円、気高, 鹿野 363千円、青谷 847千円 ・買い物福祉サービス支援 吉岡, 大郷 2,207千円、鹿野 3,142千円、佐治、3,045千円、国府・用瀬 2,900千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	11,429
				R5	5	9,779
				R4	4	7,551
				R3	4	7,419
補助率・補助額	45940			上限額	8,000千円	
特定財源	県費, その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	個人、団体				
交付要件	鳥取市に在住または事業所を有する個人・団体				
対象経費	・店舗の購入、改装経費 ・車両の購入又はリース経費 ・事業に必要な設備等導入、リース・修繕等経費 ・その他PR活動経費等事業に必要な経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	034	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	大規模周遊自転車イベント運営補助金				
概要	大規模な自転車周遊イベントの開催経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201）ふるさと・いなか回帰の促進				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	地域の魅力創出事業費					
R 7 予算	1,000千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 7,205千円(事業費)－5,955千円(補助金以外の収入等)=1,250千円 (内、鳥取市1,000千円、岩美町・八頭町125千円)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	1,000
				R 5	1	1,000
				R 4	1	1,000
				R 3	1	2,000
補助率・補助額		10分の10		上限額 設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取すごい！ライド実行委員会				
交付要件	鳥取市及び周辺の町が参画しているものに限る				
対象経費	広報費、人件費(当日のアルバイト、メカニックなど臨時的なもの)、賃貸料、警備費、各種製作費、印刷製本費、運送費、消耗品費、雑費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 イベント当日のアルバイトやメカニックなど臨時的なもののため。 2-5 本市の地域振興・観光振興につながるイベントのため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 本市の地域振興・観光振興につなげるイベントのため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	参加費見直し等により自己財源の確保を図るとともに、事業内容の精査により補助を要しない形の事業実施を検討
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定の団体への交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	035	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市グリーンツーリズム推進補助金				
概要	グリーンツーリズムに取り組んでいる団体や、その団体が構成する連絡会の活動費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	グリーンツーリズム推進事業費					
R7予算	120千円					
R7予算 積算根拠	鳥取市グリーンツーリズム連絡会補助金 120千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	120
				R5	1	120
				R4	1	120
				R3	1	63
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市グリーンツーリズム連絡会
交付要件	鳥取市グリーンツーリズム連絡会又はその構成員となる団体とする。
対象経費	人件費(臨時的なアルバイト代等に限る)、講師等専門家への謝金、旅費交通費、役務費、会場等借上げ料、負担金(国、県が実施する研修会の参加負担金に限る)、事務費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	5
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 臨時的なアルバイト等に限っている。 2-5 自己資金のない団体であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	定額補助ではなく、グリーンツーリズム連絡会の事業実績に伴う補助の検討
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。 特定の団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	036	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業補助金				
概要	元鳥取市地域おこし協力隊員に対し、引き続き本市への定住を促進するために家賃や起業経費等を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	地域おこし協力隊定住・定着支援事業					
R7予算	231千円					
R7予算 積算根拠	・定住奨励金 1人×150千円(基準額) ・家賃補助金 1人×27千円(上限)×3月			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	330
				R5	3	1,879
				R4	6	884
				R3	2	339
補助率・補助額	定住奨励金150千円、家賃補助1/2			上限額	27千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	地域おこし協力隊退任者
交付要件	隊員の役割を果たしたと認められる元地域おこし協力隊員
対象経費	家賃、住宅修繕、起業等に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	037	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金				
概要	・地域の遊休施設等を活用し、新たに活動拠点として整備する経費を補助。 ・小さな拠点促進支援事業の担い手育成に係る経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	小さな拠点整備事業費（市民生活部地域振興課）					
R 7 予算	3,000千円					
R 7 予算 積算根拠	小さな拠点担い手育成事業 1拠点(気高町浜村地区)× 3,000千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	5,200
				R 5	1	3,000
				R 4	1	628
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	3,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった地域運営組織等				
交付要件	地域運営組織または市長が同等と認める団体				
対象経費	・担い手活動費(担い手に係る給料・社会保険料・旅費等) ・担い手に対する研修等に必要 な経費(受講料、旅費、賃金、需用費、使用料、燃料費等) ・地元での講習会、イベント開 催等に必要経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実際に支払われた領収書を添付させ確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 県補助要綱の対象経費に定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	038	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8173
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ふるさと移住支援金				
概要	東京圏から移住し対象求人に新規就業した者、または県の事業による起業支援金の交付決定を受けた者等に対する支援金。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201）ふるさと・いなか回帰の促進、（施策コード2403）魅力ある中山間地域の振興、地域再生法				
創設年度	R2	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	人材誘致・定住促進対策事業費					
R7予算	11,800千円					
R7予算 積算根拠	・単身者 3件×600千円(基準額) ・世帯 5件×1,000千円(基準額) ・子ども加算 5件×1,000千円(加算額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	10,800
				R5	12	17,400
				R4	6	2,000
				R3	4	3,600
補助率・補助額	単身600千円、世帯1,000千円(子ども加算1,000千円)			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	鳥取市相談窓口に登録している者であって、移住元に関する要件、移住先に関する要件、就職に関する要件、起業に関する要件、世帯に関する要件に該当する者。
対象経費	単身600千円、世帯1,000千円(子ども加算1,000千円)
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金等申請書兼請求書等に添付の要件を確認できる書類により確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-7 基準額等設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国の動きに県とともに呼応し、事業を行っていく。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	039	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8173
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金				
概要	若者世帯のU J I ターンを促進するため、移住を目的として転入した世帯に対し奨励金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201, 2403）ふるさと・いなか回帰の促進、魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	人材誘致・定住促進対策事業費					
R7予算	2,500千円					
R7予算 積算根拠	・子育て世帯 20件×100千円(基準額) ・夫婦のみ若者世帯 10件×50千円(基準額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	24	2,200
				R5	26	2,200
				R4	22	2,000
				R3	16	3,200
補助率・補助額	子育て世帯100千円、夫婦のみ世帯50千円			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	相談支援窓口に登録している世帯かつ県外から本市に転入した世帯（世帯員のうち1人以上（子を除く）が転入日において満39歳以下）であって、ア 結婚をして10年以内、イ 妊娠中、ウ 高等学校入学前の子がいる、のいずれかを満たす者。
対象経費	子育て世帯100千円、夫婦のみ世帯50千円
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金等申請書兼請求書に添付の要件を確認できる書類により確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	鳥取県と連携して引き続き事業を行っていく。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	040	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8173
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金				
概要	U J I ターン希望者やU J I ターン者、空き家提供者等に対し、改修または家財道具処分に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201, 2403）ふるさと・いなか回帰の促進、魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	人材誘致・定住促進対策事業費					
R7予算	800千円					
R7予算 積算根拠	4件×200千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	797
				R5	5	1,120
				R4	3	1,041
				R3	5	1,224
補助率・補助額	2分の1			上限額	400千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	U J I ターン希望者、U J I ターン者（鳥取市に転入後6か月以内）、避難者又は空き家提供者が借主決定後に空き家バンクに登録された住宅を改修し、又は家財道具を処分すること。
対象経費	居住の用に供する部分に係る改修費並びにごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	鳥取県と連携して引き続き事業を行っていく。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	041	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8173
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金				
概要	移住定住空き家運営業務を受託している団体に対し、利活用希望者の内覧等のために行う空き家の清掃や維持管理に必要な補修等の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201）ふるさと・いなか回帰の促進、（施策コード2403）魅力ある中山間地域の振興、地域再生法				
創設年度	R4	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	人材誘致・定住促進対策事業費					
R7予算	600千円					
R7予算 積算根拠	地域団体等による空き家の家財処分事業 2件×300千円（上限額）			過去実績	件数	決算額（千円）
				R6（見込）	1	77
				R5	1	75
				R4	1	74
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	300千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった地域団体等
交付要件	鳥取市移住定住空き家運営業務を受託している地域団体等であって、残置物撤去を行う物件についてすべての要件を満たすこと
対象経費	空き家の残置物処分、軽微な改修等に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間補助金であり、県要綱で補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	空き家に係る法改正などの国に動きに県と連携して呼応し、移住や中山間地域の空き家利活用の促進を図る。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	042	担当課	地域振興課	外線	0857-30-8172
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金				
概要	地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフト両面から総合的な地域活性化を図る事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策2403)魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H26	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	中山間地域・地域遊休施設活用支援事業費					
R 7 予算	12,500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	国府町神護地区 きりんのまち・愛プロジェクト 事業費15,000千円 補助率5/6 事業者2,500千円、県・市 各6,250千円 【ハード】かやぶき屋根改修費 8,000千円／水車小屋改修費 1,500千円／バイオマストイレ設置費 3,000千円 【ソフト】ブランド開発費 800千円／サウナ設置準備費 300千円／古神護広場イベント準備費 1,200千円等			R 6 (見込)	1	5,000
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	1	5,000
				補助率・補助額		
特定財源			県費			
			上限額	13,333千円		

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	きりんのまち・愛プロジェクト				
交付要件	鳥取市に在住し、地域活性化のため地域ぐるみで事業に取り組むNPO、集落、まちづくり協議会、その他住民団体等が鳥取市の中山間地域において地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用して、ハード・ソフト両面から総合的に地域活性化に取り組む事業				
対象経費	【ソフト事業】(1) 地域活性化のための行事等に係る経費 (2) その他事業に必要な経費 【ハード事業】(1) 遊休施設の改修等に係る経費 (2) 事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費 (3) ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費 (4) その他事業に必要な経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実際に支払われた領収書を添付させ確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	県間接補助事業であるが、効果目標設定の必要あり